

熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する方針

地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っており、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げ、常にその組織及び運営の合理化に努め、法令、条例等に違反することなく、事務を適正に処理することが求められています。

本県では、事務執行に当たっての法令の遵守など、職員がとるべき判断や行動のあり方に関する基本的な事項を定めた「熊本県職員行動規範」等に基づき事務を執行していますが、今後も適正な事務処理に取り組むため、地方自治法（以下「法」という。）第150条第1項の規定に基づき、本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する方針を次のように定めます。

1 目的及び取組みの方向性

（1）業務の効率的かつ効果的な遂行

業務目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を遂行するため、リスクの分析や業務プロセスの可視化、自律的なチェック機能の強化に取り組めます。

（2）財務報告等の信頼性の確保

財務報告や政策の実施状況に関する信頼性を確保するため、適正な手続きによる報告等の作成、情報の適切な保管及び管理、積極的な情報提供に取り組めます。

（3）業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守するとともに、適切に業務を遂行する体制の整備に取り組めます。

（4）資産の保全

資産の保全を図るため、県が保有する資産の有効活用と、適正な手続きに基づく取得、使用、管理、処分等に取り組めます。

2 対象とする事務

本制度の対象とする事務は、県が行う事務とします。

3 体制の整備

職員一人ひとりが日常業務の中で主体的に取り組む必要があるため、関係する全ての職員が参画する体制を整備します。

4 整備・運用状況の報告及び公表

本制度の整備・運用状況について、毎年度、評価報告書を作成し、監査委員の審査に付します。また、監査委員の意見を付けた評価報告書を議会に提出し、これを公表します。

5 方針の見直し

本県を取り巻く状況の変化、制度の整備・運用状況、監査委員からの意見等を踏まえ、必要に応じて、本方針の見直しを行います。

令和元年12月27日

熊本県知事 蒲島 郁夫